

1. 事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

(1) 国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

生態系維持回復事業<新規>

近年深刻化しているシカの食害や他地域からの外来生物の侵入等に対して迅速かつ予防的な対策を講じるため、平成21年6月に自然公園法を改正し、新規に設けられた「生態系維持回復事業」の制度を活用し、国立公園における生態系管理のための施設整備(防鹿柵等)を重点的に実施。

人と自然が共生する国立公園重点整備事業<新規>

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設整備を重点的に実施。

自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業(国指定鳥獣保護区の保全事業を含む)を更に推進。

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、ユニバーサルデザインに対応する整備、二酸化炭素排出削減に資する施設の再整備を引き続き実施。

那須の森(仮称)保全整備事業

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を引き続き実施。

国立公園エントランス整備、国民保養温泉地整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国民保養温泉地での自然とのふれあいを推進する施設整備(散策路、標識等)を引き続き実施。

(2) 国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

(3) 国定公園等の交付金事業(交付率:45%、交付先:都道府県)

地方の行う国定公園事業、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備事業について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。自然共生社会や低炭素社会の構築にも貢献。

自然公園等整備事業(国立公園等)

人と地球にやさしい集団施設地区整備



ユニバーサルデザイン化 自然エネルギーの活用



那須の森(仮称)保全整備事業



自然情報提供の拠点



自然観察網の整備

人と自然が共生する国立公園重点整備事業

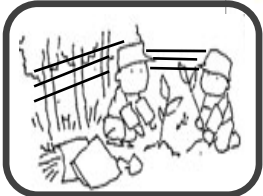


安全対策
(登山道、標識等整備)



生態系保全のための
整備(植生復元)

生態系維持回復事業



生態系維持回復のために必要
な施設(防鹿柵等の整備)

国民保養温泉地整備



魅力ある温泉地づくり

エントランス整備



国立公園入口に
標識整備
(多言語化)

自然再生事業(保全事業含む)



植生復元

失われた自然等を再生